

塩竈市避難誘導ＬＥＤビジョン整備事業 業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、塩竈市（以下「発注者」という。）が委託する塩竈市避難誘導ＬＥＤビジョン整備業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、視認性の高いＬＥＤビジョンに災害情報等を配信する管理システムを構築することで、災害発生時に防災・減災行動へと結びつけることを目指し、市民等へ正確な情報を迅速に伝達することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

4. 業務の実施

本業務は、本仕様書に基づき行うものとする。

また、本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、お互いに誠意を持って協議の上、決定すること。

5. 報告及び打合せの義務

(1) 受注者は、発注者と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。

(2) 受注者は、その都度協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

6. 環境配慮事項

塩竈市は地域資源を循環させ、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、自然環境と共生するまちを創っていくことから、受注者は契約の範囲内において、第三次塩竈市環境基本計画（令和７年３月改正）に配慮した事項を可能な限り実行するために、機材や画面枠の色や材質などについては、近隣住民や景観に配慮した物とし発注者と十分に協議をしながら進めること。

7. 暴力団排除措置事項

(1) 受注者は、塩竈市が発注する建設工事、建設関連業務、物品調達等（以下「建設工事等」という。）において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

- (2) 受注者は、上記(1)により警察に通報を行った場合には、速やかに総務部危機管理課長（以下「課長」という。）にその内容を書面により報告すること。
- (3) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長と協議を行うこと。

8. 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。
- (2) 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の主要な部分は、避難誘導LEDビジョン整備業務とし、受注者が自ら履行しなければならない。

9. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たり、次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 業務実施計画書
 - ウ 業務工程表
 - エ 現場代理人等通知書及び経歴書
 - オ その他発注者が指示する関係書類
- (2) 業務実施中
 - ア 施工計画書
 - イ 業務に関する承諾書（LEDビジョン、付帯機器類、施工図等）
 - ウ 各種試験成績書（LEDビジョン、付帯機器類、現地試験等）
 - エ その他発注者が指示する関係書類
- (3) 業務完了時
 - ア 業務完了報告書
 - イ 完成写真
 - ウ 施工状況写真帳
 - エ 業務目的物引渡書
 - オ 保証書
 - カ その他発注者が指示する関係書類

10. 成果品

(1) 避難誘導LEDビジョン及び付帯機器 一式

※専用PCの仕様については、操作するのに十分な容量や各機能を持つPCとする。

(2) システムソフトウェアライセンス 一式

(3) 操作マニュアル(システム管理者向け、情報配信者向け) 一式

(4) その他本業務に関する書類等 一式

11. 履行確認

業務完了後、受注者は成果品等を提出し、発注者の検査合格後に完了とする。

12. 支払条件

業務完了後一括払

13. 業務内容

(1) 本業務は、LEDビジョン機器設置に係る調査、設計、施工、機器の試験、システムの連携等、LEDビジョンが正常に稼働するためのすべての工程や手続き等を含む。

(2) 電気工事、配線工事（電源引込含む）その他必要な作業や手続きは、本業務に含む。

(3) 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施

■操作マニュアルの作成

- ・システム管理者向けマニュアル、情報配信者向けマニュアル、その他必要なマニュアルをそれぞれ作成すること。
- ・作成したマニュアルは、紙媒体及び電子データで納品すること。

■操作研修の実施

- ・市職員等に対する操作研修を実施すること。
- ・操作研修内容及び実施回数等は、発注者と受注者が協議の上決定する。

(4) 申請、手続き等

- ・建築基準法、道路法、道路交通法、都市計画法、建設業法及び宮城県 屋外広告物条例等、各種関係法令を遵守し実施すること。
- ・建築基準法に基づく、工作物の計画通知の書類作成及び代理手続きを行うこと。
- ・道路法に基づく道路占用申請に必要な書類等を作成すること。
- ・各種法令上必要な申請や手続きに発生する全ての費用は本業務に含むこと。

14. LEDビジョン機器設置場所及び時間

国道４５号沿い、都市計画道路、交差点付近の市道部に１基設置する。

- (１) 地 番 塩竈市港町一丁目１６３番地
- (２) 場 所 別添、図面のとおり
- (３) 放映時間 ・ 平常時 午前７時～午後９時
・ 災害時は瞬時

15. LEDビジョン機器仕様

以下の仕様以上の要件を満たす機器とすること。

項目	仕様
LEDビジョンサイズ	12㎡以上 (H3,000mm×W4,000mm)
ピクセルピッチ	3.9mm以上
解像度	H768ピクセル×W1,024ピクセル 同等以上
輝度	5000cd以上 ※自動又は時刻指定により調整可能なこと
防水規格	フロントIP65、リアIP54
動作温度	-20℃～+50℃程度
PSE認証	取得済
国内での使用実績	有
ボンディングワイヤー	金線ワイヤーを使用
耐用年数	5年以上

16. その他機器仕様

(1) 赤色回転灯の設置

災害時、LEDビジョンの視認範囲外にいる市民等に対し災害が発生していることを伝達するため赤色回転灯を設置し、災害時及び停電時に動作すること。

(2) 通信障害時の対応

非常用バックアップ通信回線を備え、大規模災害等により通信障害が発生した場合でも本LEDビジョンに放映することができること。

(3) 停電時の対応

非常用電源設備を備え、大規模災害等により停電が発生した場合、少なくとも12時間以上LEDビジョンによる放映及び赤色回転灯が継続して動作が可能なこと。停電時の放映可能面積は少なくとも1.5㎡以上とすること。

(4) 表示機器の傾斜検知

傾斜検知装置（地滑り検知システム）を設置し、地震や台風等災害発生時におけるＬＥＤビジョンの傾斜を検知できること。

(5) 表示画面の死活監視

画面の死活監視ができる装置を設置し、ＬＥＤビジョンの画面の故障等を知した場合、即時に市へ通知した上で対応すること。

(6) J-ALERT 受信機・防災行政無線との連携機能

ＬＥＤビジョン画面の表示のトリガーとなる入力メール入力 IF(SMTP IF)を具備すること。これらは J-ALERT 受信機・防災行政無線からの発信情報を受け付けるために利用する想定をしている。連携可否判定に際してはメール本文(1 行目等)にパスワード・特定の文字列を必要としないこと。J-ALERT 受信機・防災行政無線それぞれが対応している文字コードに合わせること。

(7) その他

上記(1)から(5)以外で市民等へ災害情報を正確に伝達するのに有効な機器があれば随時提案すること。

17. 機器設置要件

(1) ＬＥＤビジョンは、地盤より自立する構造物に設置し地上に表示すること。

(2) 構造物がＬＥＤビジョン及びその他機器の荷重、風荷重、積雪荷重及び地震荷重等に耐えうるように構造計算を行い設計すること。

(3) ＬＥＤビジョン及びその他機器は、構造物に適切な固定を行うこと。

(4) ＬＥＤビジョン設置に当たっては、周囲の埋設物調査を実施し施工すること。

(5) ＬＥＤビジョン及びその他機器については、津波浸水を考慮し地盤面から 2 m 以上の高さに設置すること。

(6) ＬＥＤビジョンの設置箇所や向きについては、市民や運転中のドライバー等が災害等情報を一目で視認できるように、発注者と協議をしながら進めること。

(7) 可能な限り、津波による浸水対策を実施することとし、構造物の腐食防止対策を行うこと。

(8) 工事に当たっては、必要な養生を行い落下物による事故の防止及び騒音防止の措置を講じるなど、近所住民、通行者、交通車両等への安全配慮を行うこと。

18. 管理システム要件

(1) 受注者が提供するクラウド環境を利用したシステムであること。

(2) ＷＥＢブラウザで動作すること。

また、E d g e、C h r o m e 等の最新バージョンでの作動をサポートや対応をすること。

(3) 認証機能(ＩＤ及びパスワード)によりアクセスできること。

(4) 職員が専門的な知識を有することなく、自由に放映内容や放映スケジュール

を設定できること。

なお、平常時は、動画、静止画、テキスト情報により市の行政情報やPR映像等を放映できること。

- (5) 放映スケジュールを設定したコンテンツがLEDビジョンに正しく表示されていることを管理システムで確認できること。
- (6) 不具合時に備え冗長性が確保されたシステムであること。

19. 災害情報等の配信

- (1) 本市Jアラート受信機等と連携しLEDビジョンに災害情報等が自動及び手動で配信できること。又は、気象庁気象情報及びJアラート（全国瞬時警報システム）の外部システムから得られる情報を本LEDビジョンに自動配信できること。

外部システムから取得する内容は下表のとおり。

外部システム	内容
気象庁 (地震、津波、気象)	・各注意報 ・各警報 ・各特別警報 ・地震震度情報 ・津波情報 ・熱中症情報
内閣官房 (Jアラート)	項目は、発注者が任意に設定でき、指定した文面を配信できること。

- (2) LEDビジョン管理システムを使用し、災害情報や受注者が任意に指定した文面を即時配信できること。
- (3) 災害情報の配信の際は、放映中でも強制的に割込みをして配信できること。また、配信時間帯以外の時間でも災害時には自動配信できること。

20. 設置物の引き渡し

受注者は、本市による完了検査終了後、LEDビジョン機器、躯体、その他機器等一式を発注者に引き渡すこと。

21. 保証

本業務における納入機器及び工作物等について、保証書を提出し、製品及び施工方法に瑕疵があった場合、引渡しした日から1年間は修理部材及び作業費も含めて受注者が無償修繕を行うこと。

22. 保守管理業務契約等

本LEDビジョンの保守契約及び管理システム等の賃貸借契約は、発注者と受注者が協議の上、別途締結する。

23. 設置場所

